

# 空気環境測定業務特記仕様書

## 1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館の空気環境測定業務を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及びその施行規則等に基づき実施するもので、設計図書（本仕様書）に基づき測定業務を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

## 2 測定対象場所

(1) 屋上外気	1ヶ所
(2) 4階展示室南・北	2ヶ所
(3) 3階展示室東・西	2ヶ所
(4) サイエンスショー	1ヶ所
(5) 2階展示室	1ヶ所
(6) 修理工房	1ヶ所
(7) 1階展示室	1ヶ所
(8) プラネタリウム	1ヶ所
(9) ホワイエ	1ヶ所
(10) アトリウム	1ヶ所
(11) 多目的室	1ヶ所
(12) 会議室	1ヶ所
(13) 企画室	1ヶ所
(14) ガイド室	1ヶ所
(15) 事務室	4ヶ所
(16) 研修室	2ヶ所
(17) 工作室	1ヶ所
(18) 救護室	1ヶ所
(19) オムニ室	1ヶ所
(20) その他、必要と認められる場所	

## 3 業務内容

- (1) 測定は、各箇所について午前・午後の計2回行うこと。
- (2) 温度、相対湿度、気流、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、浮遊粉じんの量、ホルムアルデヒドの量の各項目について測定すること。

## 4 その他

- (1) 測定は年6回（奇数月）専門の技術者を派遣し、必要な測定を行うこと。
- (2) 基準値を上回った場合は、速やかに専門の技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。

- (3) 業務の実施については、施設の運営に支障のないように行い、事前に発注者と十分な打ち合わせの上、その指示により実施すること。